

役 員 給 与 規 程
(H 1 7 . 4 . 1)

財団法人母子衛生研究会

財団法人母子衛生研究会役員給与規程

(総則)

第1条 財団法人母子衛生研究会(以下「本会」という。)の役員(以下「役員」という。)の給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与)

第2条 役員給与は、本給、通勤手当及び賞与とする。

(給与の支給方法)

第3条 給与はこれを全額通貨または口座振込みで直接支給する。ただし、特別の事由がない限り、給与から社会保険、税金その他法令で定められたものを控除する。

(本給)

第4条 本給の月額、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、実費を支給する。

2 車両等を使用する場合には、それに関わる費用を本会が負担することにより、通勤手当の支給に替えることとする。

(本給、通勤手当の支給)

第6条 本給及び通勤手当は、毎月25日に支給する。ただし、25日が休日に当たるときは、25日の前で25日に最も近い休日でない日に支給する。

(日割り計算)

第7条 給与の1計算期間の中途をもって支給する場合は、日割り計算により支給する。日割り計算は1月を21日として計算する。

(賞与)

第8条 役員賞与は、別に定める基準により、年2回支給することができる。ただし、理事長が別に定める場合は、この他に支給することができる。

(新たに役員となった者の給与)

第 9 条 新たに役員となった者には、その日から給与を支給する。ただし、退職し、または解任された役員が即日役員に任命されたときは、その日の翌日から給与を支給する。

(役員でなくなった者の給与)

第 10 条 役員が退職または解任により役員でなくなったときは、その日まで給与を支給する。

2 役員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。

(改廃)

第 11 条 本規程の改訂は、理事会の承認を受けるものとする。

2 本規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

本規程は平成 17 年 4 月 1 日から適用する。